

(第21号議案)

中野区地球温暖化防止条例新旧対照表

改正案	現行
目次 (略) 第1章 (略) 第2章 地球温暖化防止対策 (建築物の断熱性の向上のための措置) 第6条 (略) 2・3 (略)	目次 (略) 第1章 (略) 第2章 地球温暖化防止対策 (建築物の断熱性の向上のための措置) 第6条 (略) 2・3 (略)
第7条～第9条 (略) 第3章～第5章 (略) 附則 (略)	4 <u>区長は、規則で定めるところにより、建築物の断熱性の向上のための措置を講じたと認められる当該建築物について、建築主又は所有者からの申請により、当該建築物を高断熱建築物として認証することができる。</u> 第7条～第9条 (略) 第3章～第5章 (略) 附則 (略)
<u>附則</u> <u>(施行期日)</u> 1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。 <u>(経過措置)</u> 2 <u>改正前の第6条第4項に規定する建築物の断熱性の向上のための措置を講じたと認められる当該建築物で区長が別に定めるものについては、同項の規定は、この条例の施行後も、なおその効力を有する。</u>	